**売買契約書**

売主〇〇株式会社（以下、「甲」という）と買主◇◇株式会社（以下、「乙」という）は、以下の通り売買契約（以下、「本契約」という）を締結する。

第1条（当事者の表示）

　　　　売主（甲）の住所：

　　　　　　　　　　氏名：

　　　　買主（乙）の住所：

　　　　　　　　　　氏名：

第2条（目的）

甲は乙に対し、以下の物品（以下、「目的物」という）を売り渡し、乙はこれを買い受けた。

目的物の名称：

数量：

第3条（代金及び支払い方法）

目的物の単価は〇〇円、売買代金は総額〇〇円とし、乙は目的物の代金を、甲の指定する銀行口座に振り込む方法によって支払うものとする。振り込み手数料は、乙が負担するものとする。

第4条（引き渡し及び権利の移転）

甲は、〇〇年△月△日までに、乙に対して目的物の引き渡しを行うものとし、目的物の所有権は、この引き渡しを以て甲から乙へと移転するものとする。なお、納入費用は甲の負担とする。

第5条（検査）

目的物の検査は、第4条に定める目的物の納入時に甲及び乙の各担当者が立ち合いのうえ、外観、数量を確認することにより行う。

第6条（遅延損害金）

乙が本契約に基づく金銭債務の支払いを遅延した場合、乙は甲に対して、支払い期日の翌日から支払い済みに至るまで、年〇％（年365日 日割計算）の割合による遅延損害金を支払うものとする。

第7条（危険負担）

目的物について生じた滅失、毀損その他の損害は、納入前に生じたものは乙の責めに帰すべき事由がある場合を除き甲の、納入後に生じたものは甲の責めに帰すべき事由がある場合を除き乙の負担とする。

第8条（契約不適合）

１　目的物に種類、品質又は数量の相違（以下、「契約不適合」という。）があった場合、甲は、自らの裁量により、当該目的物の修補、代替物の引渡し、又は不足分の引渡し等の自ら指定した方法による履行の追完、代金の全部又は一部の減額、損害の賠償その他の必要な措置を講じなければならない。

２　乙は、契約不適合が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、履行の追完、代金の減額、又は損害の賠償の請求及び契約の解除をすることができない。

３　乙は、第5条（検査）の検査では直ちに発見することができない契約不適合（数量の相違を除く）を発見したときは、引渡し後6か月以内に甲に対してその旨の通知を発しなければ、履行の追完、代金の減額、又は損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。

４　乙は、履行の追完又は代金の減額請求をした場合においては、損害賠償の請求及び解除をすることができない。

第9条（契約解除）

甲及び乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当した場合、相手方への催告を要せず、直ちに本契約を解除することができる。

(1)相手方に本契約上の重大な違反があり、その違反によって本契約の目的を達成することができない場合

(2)相手方の資産につき、第三者による仮差押、仮処分、差押、保全差押、滞納処分又はこれに類する法的手続きが開始された場合

(3)相手方につき、破産、民事再生、会社更生、特別精算の各手続開始の申し立てがあった場合

(4)相手方が銀行取引停止処分を受けた場合

(5)相手方が事業を廃止又は解散の決議を行なった場合

(6)その他、本契約を継続し難い重大な事由が生じた場合

第10条（協議事項）

本契約書に規定されない事項に関しては民法その他法令の規定に従い、相互に誠意を持って協議・解決に努めるものとする。

第11条（合意管轄）

本契約に関して生じた紛争については、〇〇地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上、本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ、各1通を保有する。

〇〇年△月△日

甲　住所

　　〇〇株式会社

　　代表取締役　　　　　印

乙　住所

　　◇◇株式会社

　　代表取締役　　　　　印